

## 意見書

平成 24 年 9 月 5 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 24 年 9 月 4 日付け情郵審で公告された第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

改正について反対いたします。

現在 25%の制限から、10%に引き下げる妥当な理由がありません。

また、引き下げる場合は、必ず同時に第一種の制限引き下げも検討すべきです。

いたずらに引き下げたいというのであれば、通信事業者全体への規制として制定すべきであり、単純に 10%へ引き下げることは妥当ではありません。

よろしく願いいたします。